

岐阜県協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金 Q&A

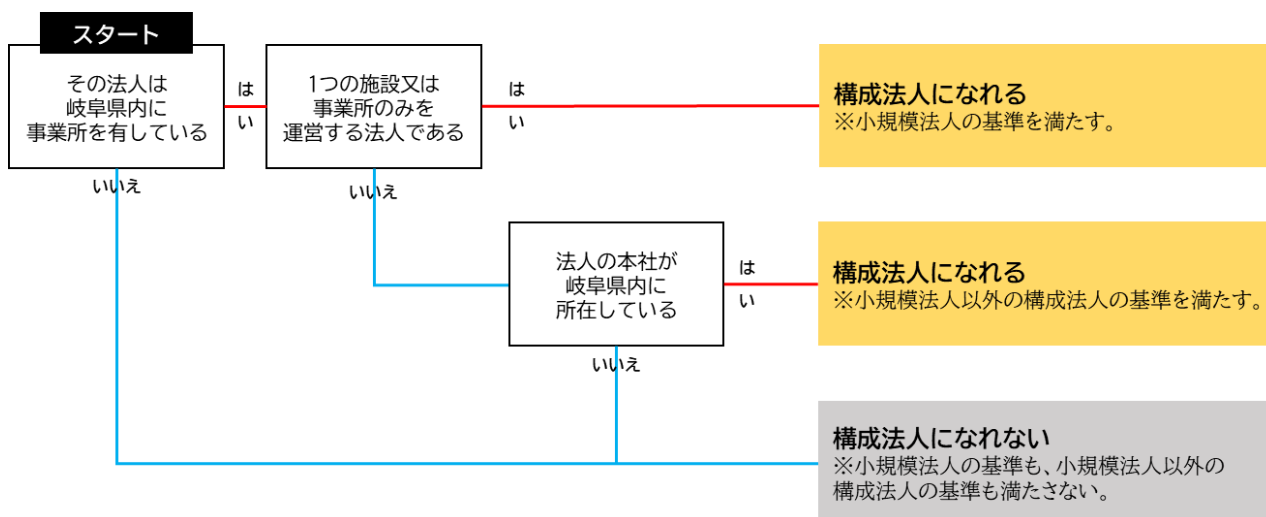
- Q1 この補助金の補助対象となる「事業者グループ」の条件は？ 2
- Q2 事業者グループの構成法人のうち、小規模法人ではない構成法人の運営事業所数や事業規模の大小に条件はあるか？ 2
- Q3 当補助金の申請に合わせて、新たな事業者グループを組織する必要があるのか。交付申請より前に組織している事業者グループも交付対象となるのか。 2
- Q4 グループ企業など、関連する法人のみで構成される事業者グループは補助対象となるか。 3
- Q5 事業者グループを構成するにあたって、下記の手続きは必要か？ 3
- Q6 事業者グループを構成する法人数に上限はあるか？ 3
- Q7 事業者グループを構成する法人の中で、最も規模の大きい法人が申請代表者となるのか？ 3
- Q8 「補助基準額」の考え方は？ 3
- Q9 「補助金の額」の考え方は？ 4
- Q10 交付決定前に着手した事業は補助対象とできるか？ 4
- Q11 事業者グループの構成法人それぞれの口座で、補助金を分けて受け取ることは可能か？ 4
- Q12 事業の実施における名義は？ 4
- Q13 対象事業費の見積や発注、支払いは一括か個別か？ 4
- Q14 対象事業を実施する職員の人件費は対象経費とできるか？ 5
- Q15 「経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費」について、合併、他事業の展開、事業譲渡等に関するものは対象経費とできるか？ 5

Q1 この補助金の補助対象となる「事業者グループ」の条件は？

A 下記の①～③の要件をすべて満たす事業者グループが補助対象となります。なお、下記①～③の要件を全て満たす社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも補助対象となります。

- ① 岐阜県内に事業所を有する複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）であること。
- ② 小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人をいう。以下同じ。）を1以上含む事業者グループであること。
- ③ 小規模法人を除いた事業者グループを構成する全ての法人の本社が、岐阜県内に所在していること。

※事業者グループの構成法人になれるかどうかは下記のチャートをご参照ください。



Q2 事業者グループの構成法人のうち、小規模法人ではない構成法人の運営事業所数や事業規模の大小に条件はあるか？

A 小規模法人ではない構成法人に対する運営事業所数や事業規模の条件設定はありません。

Q3 当補助金の申請に合わせて、新たな事業者グループを組織する必要があるのか。交付申請より前に組織している事業者グループも交付対象となるのか。

A 交付申請前にすでに組織されている事業者グループであっても、補助事業者の要件を満たしていれば、補助金の交付対象となります。

そのため、本補助金の申請に際して、新たに事業者グループを組織する必要は必ずしもありません。

Q4 グループ企業など、関連する法人のみで構成される事業者グループは補助対象となるか。

- A グループ企業などの関連する法人のみで構成されている事業者グループは補助対象外となります。
事業者グループ内に、グループ企業などの関連する法人が存在する場合は、交付申請及び実績報告時に要綱様式にてご報告願います。

Q5 事業者グループを構成するにあたって、下記の手続きは必要か？

- ① 事業者グループを構成する法人による協議会を設立すること。
- ② 事業者グループとして新たな法人格を取得すること。
- ③ 事業者グループとして登記を行うこと。

- A 上記①～③の手続きはいずれも不要です。
交付申請及び実績報告時に要綱様式にて、事業者グループを構成する法人をご報告願います。

Q6 事業者グループを構成する法人数に上限はあるか？

- A 法人数に上限はありません。
但し、法人数に応じて算出される補助基準額には上限があります。

Q7 事業者グループを構成する法人の中で、最も規模の大きい法人が申請代表者となるのか？

- A 申請代表者は、事業者グループを構成する法人内の協議により決定してください。事業規模が最も大きい法人が申請代表者となる必要はありません。
但し、介護事業所や介護施設等の介護保険法に基づくサービスを運営する法人が申請代表者になる必要があります。

Q8 「補助基準額」の考え方は？

- A 事業者グループを構成する法人数1につき120万円とし、訪問介護事業所を経営する法人の場合は30万円を加算します。

<例>

法人A(訪問介護事業所無し)、法人B(訪問介護事業所有り)、法人C(訪問介護事業所無し)の3法人で事業者グループを構成する場合

	基準額	加算	基準額計
法人A	120万円	なし	120万円
法人B	120万円	30万円	150万円
法人C	120万円	なし	120万円
基準額合計			390万円

Q9 「補助金の額」の考え方は？

- A 補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算定した額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額とします。

<例>

法人A(訪問介護事業所無し)、法人B(訪問介護事業所有り)、法人C(訪問介護事業所無し)の3法人で構成される事業者グループの場合

金額の内容	金額	番号
補助対象経費の実支出額	6,000,000円	〈Ⅰ〉
総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	5,800,000円	〈Ⅱ〉
補助対象経費の実支出額〈Ⅰ〉と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額〈Ⅱ〉とを比較して少ない方の額	5,800,000円	〈Ⅲ〉
〈Ⅲ〉に補助率(4/5)を乗じて算定した額	4,640,000円	〈Ⅳ〉
事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額(算出方法はQ7参照)	3,900,000円	〈Ⅴ〉
〈Ⅳ〉と〈Ⅴ〉を比較して少ない方の額 【補助金の額】	3,900,000円	

Q10 交付決定前に着手した事業は補助対象とできるか？

- A できません。交付決定前に着手【契約(申込)・購入・支払等】を行ったものは、補助対象外とします。

Q11 事業者グループの構成法人それぞれの口座で、補助金を分けて受け取ることは可能か？

- A できません。交付請求書にて指定いただく1つの口座に、全額をまとめてお振込みいたします。

Q12 事業の実施における名義は？

- A 事業に実施に際し、必ずしも名義を事業者グループの名称にする必要はありませんが、完了実績報告の際に、事業者グループ共同で事業を行ったことがわかる資料(写真、出席者名簿等)をご提出ください。

Q13 対象事業費の見積や発注、支払いは一括か個別か？

- A 対象事業費の見積や発注、支払いについては、一括か個別かを問いません。

Q14 対象事業を実施する職員の人件費は対象経費とできるか？

A 事業者グループ内の法人に従事している職員への人件費については、真に補助対象事業にのみ要する経費であるのか判断が困難であるため、対象経費とはできません。

また、事業者グループ内の法人に在籍する職員を研修等の講師とし、報償費や委託料等を支払う場合も、同様の理由から対象経費とはできません。

Q15 「経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費」について、合併、他事業の展開、事業譲渡等に関するものは対象経費とできるか？

A できます。

「合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費」が対象となります。